

【 検 査 】

134 HbA1cの算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

糖尿病の傷病名のない場合の、次の傷病名に対するD005「9」HbA1cの算定は、原則として認められない。

- (1) 成長ホルモン分泌不全性低身長症
- (2) ターナー症候群
- (3) 腎臓疾患
- (4) 下垂体疾患
- (5) 低血糖（疑い含む。）

○ 取扱いを作成した根拠等

HbA1cは、過去1か月から3か月の平均血糖値を反映するため、糖尿病の診断や治療による血糖コントロールの指標として用いられる検査であり、糖尿病の傷病名のない場合の、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ターナー症候群、腎臓疾患、下垂体疾患、低血糖（疑い含む。）に対するD005「9」HbA1cの算定は、原則として認められないと判断した。

なお、成長ホルモン製剤等投与時の、糖尿病の傷病名のない単なる副作用チェックを目的とした当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。